

2026年8月吉日

「岡三のiDeCo」加入者 各位

岡三証券株式会社

DCプランニング室

個人年金制度の法改正(掛金上限額の引き上げ) および事前受付等の開始について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび企業年金・個人年金制度に関する法改正により、確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ等が予定されております。

令和7年度年金制度改正法は2025年6月20日公布されました。iDeCoの法改正の対象となる取扱い(個人型確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額の引き上げ及び加入可能年齢の引き上げ)については、2025年12月24日政令第441号・第442号で令和8年12月1日施行(2027年1月26日引落分からの適用)となりました。

本資料では、改正内容の概要と、ご加入者さまにご確認・手続きいただきたい事項についてご案内いたします。

なお、本資料は2026年8月時点の情報に基づき作成しております。今後、関係省庁等より追加情報が公表された場合には改めてご案内いたします。

敬具

拠出限度額の引き上げ

【2026年12月引落分（2026年11月分）まで】

第1号加入者 第4号加入者	iDeCoと国民年金基金等の合計 月額6.8万円
第2号加入者 (企業年金あり)	iDeCo 月額2.0万円
第2号加入者 (企業年金なし)	iDeCoとiDeCoプラス 月額2.3万円
第3号加入者	iDeCo 月額2.3万円



【2027年1月引落分（2026年12月分）から】

第1号加入者 第4号加入者	iDeCoと国民年金基金等の合計 月額7,5万円 (+0.7万円)
第2号加入者 (企業年金あり)	iDeCoと企業年金等の合計 月額6.2万円 (+4.2万円)
第2号加入者 (企業年金なし)	iDeCoとiDeCoプラス 月額6.2万円 (+3.9万円)
第3号加入者	iDeCo月額2.3万円 (事前受付対象外)
第5号加入者	iDeCoと企業年金等の合計 月額6.2万円 (+ 3.9万円)

<iDeCoの加入対象者の区分>

2027年1月 引落分から

- 第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）
- 第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）
- 第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）
- 第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）
- 第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者（①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者等）【2026年12月以降新設】

【2027年1月26日引落分からの掛金額変更について①】

「書面手続きによる事前受付（専用帳票により行います）」

1.対象者：2026年12月1日施行により、iDeCo 掛金の拠出限度額が引き上げになる第1号被保険者、第2号被保険者、任意加入被保険者のうち、

①**施行前の限度額より、掛金額を引き上げたい。**

②**2026年12月分からすぐに掛金額変更したい。**

③**現在の掛金納付方法は、毎月定額である。**

この3つに当てはまる人が事前受付の対象となります。

2.手続方法：別途掲載している専用帳票（事前受付専用帳票(第1号被保険者/任意加入被保険者)、事前受付専用帳票(第2号被保険者)※帳票自体には別添1、2の表示はありません。）をダウンロードして印刷のうえ、**必ず自署にてご記入**いただいて弊社宛にご郵送ください。

※お手元に印刷等の設備がない方は**ネットワークプリントサービス、ネットプリントサービス**等でコンビニエンスストアのプリンタをご利用になるか、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

※第3号被保険者については拠出限度額の変更がないため、**事前受付の対象となりません。**

※通常の掛金額変更届では事前受付とはなりません。必ず専用帳票をご利用ください。

事前受付期間：2026年9月1日（火）～2026年10月30日（金）【弊社必着】

※10月30日までに弊社に届かなかった書類については、受付が行えませんので余裕をもってご提出をお願いいたします（消印ではなく到着分です）。

【注意事項】

※専用帳票は、2026年12月分からの**掛金額変更**手続きを行うものです。氏名・住所変更や企業年金制度等の加入状況コード（他年金コード）などの変更等はできません。

※現在、月別指定（年単位）拠出の対象者が、毎月定額拠出へ変更する場合は、別途お問い合わせください（専用帳票は別になります）。

※弊社に限らず、受付金融機関の受付日は一律令和8年12月1日として処理されます。不備があった場合、国民年金基金連合会から弊社に不備返却となります。できる限り早くご返却いたしますが、12月18日までに連合会で再受付される必要がありますので、実質的に再処理が行われず返却される場合があります。書類の記入にあたっては不備なきようご注意ください。

【2027年1月26日引落分からの掛金額変更について②】

「e-iDeCoによる受付」

e-iDeCoによる電子申請：事前受付は行われません。

受付開始予定：2026年12月1日（火）、開始時間については未定です。

e-iDeCoによる電子申請の初回利用は「利用申込（アカウント登録）」が必要です。アカウント登録は取扱時間に制限があります。お申し込みが集中すると登録完了までに数日以上かかることがあります。事前にアカウント登録を済ませておくことをお勧めします。

※**書面の事前受付分が12月中に順次処理されますので、e-iDeCo データより先に入力処理される場合は、e-iDeCo での手続きはエラーとなりますので重複して申し込行わないでください。**

【本件に関するお問い合わせ、帳票のご提出先】

お問い合わせは「岡三証券株式会社 DCプランニング室」

iDeCo専用ダイヤル 0120-031-703

ご提出は

〒514-8790

日本郵便 津中央郵便局 私書箱第3号 岡三証券株式会社 岡三みえ証券カンパニー—
DC業務グループ

宛名用紙：印刷して封筒にお貼りください。

キリトリ線

〒514-8790
日本郵便 津中央郵便局
私書箱第3号

岡三証券株式会社
岡三みえ証券カンパニー
DC業務グループ 行

掛金額変更事前受付専用帳票在中
本人確認書在中

※誠に恐れ入りますが
郵送料はご負担ください。

※封筒の裏面には差出人
様のご住所・お名前を必ず
ご記入ください。

※本人確認書類（運転免
許証両面、または個人番号
カード表面のコピー等）も必
ず同封ください。

【注意事項】

事前受付書類の掛金額変更の可否判定・確定処理が行われるのは2027年1月初旬です。
事前受付の取下げ・再提出・重複届出（同じ内容の変更届を複数提出すること）はできません。

事前受付は、本来2026年12月1日以降に受け付ける掛金額変更届の提出を事前受付の専用書式について事前受付期間中に郵送された書類を掛金額変更確定処理（原簿更新）まで保存される取扱いです。
国民年金基金連合会における掛金額変更の可否判定の確定処理（原簿更新）は2027年1月初旬に行われます。

事前受付の提出後に被保険者種別の変更が発生し、確定処理（原簿更新）時点で実際の届出状況と事前受付の掛金額変更届の要件が異なると、事前受付の届出内容と登録情報が一致しないため、事前受付の掛金額変更届は形式不備として無効になります。

事前受付の掛金額変更と2026年12月に提出された変更届で掛金額が届出事項となっている届も重複届出として無効になります。

事前受付申込後の事情変更により届出が無効となる事態を回避するには、2026年12月1日以降にe-iDeCoにより掛金額変更を電子申請されることをお勧めします。e-iDeCoでは、基礎年金番号を入力する必要が無くiDeCoの加入資格（国民年金基金連合会に届出している被保険者種別）は自動判別されるため、届出が不備・無効となる可能性が低くなります。

事前受付申込後の事情変更により提出が無効となる要因が生じた結果、事前受付の掛金額変更届が無効となったかが確認できるのは2027年1月26日の引落額になります。ご自身で確認ください。事前受付の掛金額変更届を受理した結果については国民年金基金連合会から連絡はありません。

2026年12月にe-iDeCoで手続きされた掛金額変更については2027年1月中旬にe-iDeCoで登録されているメールアドレスに結果が通知されます。

2026年12月にe-iDeCoにより掛金額変更を電子申請されることと事前受付の掛金額変更を届出されることは重複届出になります。